

# 内部通報制度

組織におけるコンプライアンス  
経営強化のための有効な手段

## を整備しましょう！

2020年6月に公益通報者保護法が改正され、2022年6月1日から、従業員が300人を超える事業者には、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備（窓口設置、調査、是正措置等）が義務化されました。

\*従業員数300人以下の事業者は努力義務となっております。

### 内部通報制度とは

企業内部の問題を知る従業員から、経営上のリスクに係る情報を可及的早期に入手し、情報提供者である従業員の保護を徹底しつつ、未然・早期に問題把握と是正を図る仕組みです。

#### 目的

自浄作用の発揮とコンプライアンス経営を推進し、顧客への安全・安心な製品・役務の提供と企業価値の維持・向上を図ることです。

リスクの早期発見  
早期対応ができる！

事業者にとって、通報に適切に対応し、リスクの早期把握および自浄作用の向上を図ることにより、企業価値および社会的信用を向上させることができます。

## 分かりやすく解説した動画ができました！

### 内部通報制度

～会社と仲間を見守るために～

内部通報制度などの公益通報者保護制度を事業者向けに分かりやすく解説した動画です。（約25分）

You Tube「徳島県チャンネル」内部通報制度



こちらで検索！



スマホはこちらの  
二次元コードから！



### 内部通報制度

～会社と仲間を見守るために～

コンプライアンス経営強化推進センターでは、内部通報窓口設置に関する事業者への支援を行っています。

#### 内部通報窓口設置に関する事業者への支援

- ・事業所の規模や業種に適した体制づくりの提案
- ・内部規程作成等の支援
- ・従業員への周知・説明

#### 公益通報者保護制度に関する研修会等の実施



お問い合わせ

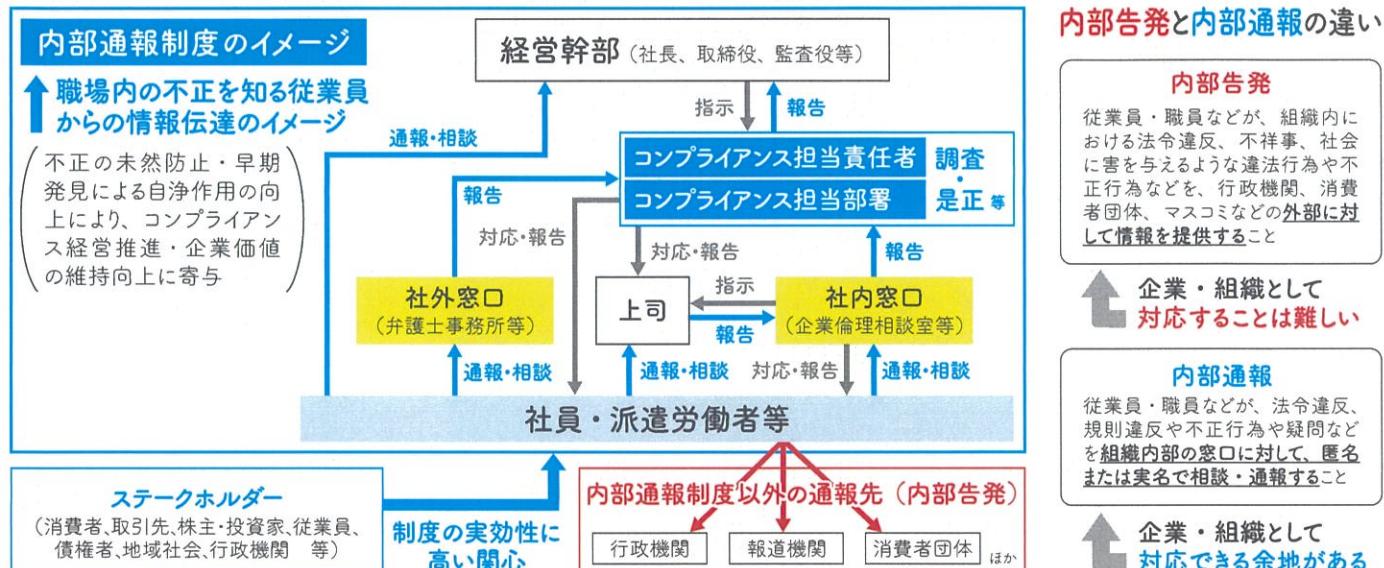
徳島県コンプライアンス経営強化推進センター（徳島県委託事業）

〒770-0865 徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館（KIZUNAプラザ）3階 徳島県経営者協会内

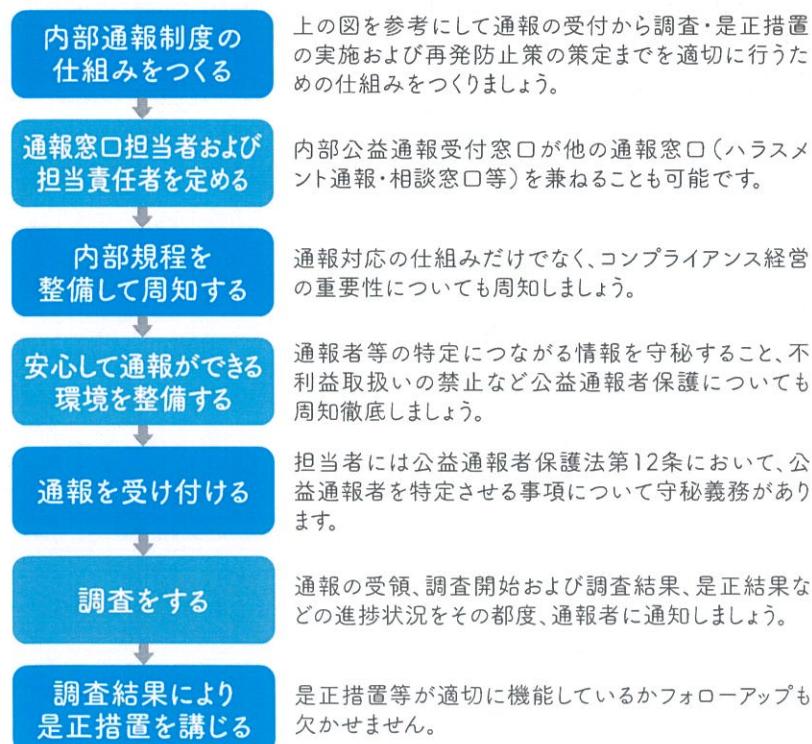
TEL.088-635-8477 月曜日～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00 FAX.088-635-8497 Email:comp-t-keikyo@ca.pikara.ne.jp

# 内部通報に適切に対応するためには必要な 窓口設置、調査、是正措置等の整備をしましょう！

## 「内部通報制度」窓口イメージ



## 内部通報制度の整備フロー



### 公益通報者保護法に基づく指針および解説を参考にしましょう！

消費者庁HP 公益通報者保護法の一部を改正する法律(令和2年法律第51号)

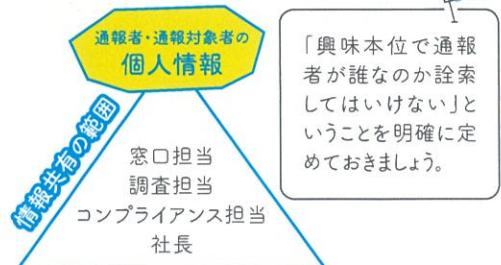
- ▶ 公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(令和3年内閣府告示第118号)
- ▶ 公益通報者保護法に基づく指針(令和3年内閣府告示第118号)の解説

### 公益通報者保護のポイント！



通報者や調査協力者等の匿名性の確保には十分に配慮しましょう！

#### ポイント1 秘密保持の徹底



#### ポイント2 不利益取扱いの禁止

##### 不利益な取扱いとは

- ✗ 退職願提出の強要
- ✗ 降格
- ✗ 不当な配置転換
- ✗ 減給
- ✗ 嫌がらせ
- ✗ ハラスメントなど

- ・ 内部通報者に対して、不利益を行った者は、適切な懲戒処分を行う
- ・ 不利益な取扱いが起きてしまった場合には、経営幹部が責任をもって救済・回復の措置をとる

**重要!** これらの取り決めを明確に内部規程等で定めておきましょう。